

平成19年 No.19

東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程の一部を改正する規程

改正理由

特別専攻科及び専攻課程の名称変更等に伴い，所要の改正を行うものである。

学校教育法の一部改正に基づく本学特別専攻科の名称変更等（平成18年11月 1 日
教育研究評議会 審議承認／学則の一部改正（平成18年学則第 3 号））に伴う形式的な改正であるため，学長決裁により処理し，教育研究評議会には報告事項とする。

東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 2 月 22 日

東京学芸大学長

鷲 山 恭 彦

平成19年規程第13号

東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程の一部を改正する規程

東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程（昭和48年規程第 1 号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程の一部改正について

改正理由：特別専攻科及び専攻課程の名称変更等に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<u>東京学芸大学特別支援教育特別専攻科規程</u> (目的) 第1条 本学<u>特別支援教育特別専攻科</u>（以下「特別専攻科」という。）は、主として現職教員等を対象として、精深な程度において<u>特別支援教育</u>に関する専門の事項を教授し、<u>特別支援教育</u>の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。 (専攻) 第2条 特別専攻科に、次の専攻課程を置く。 <u>特別支援教育専攻</u> (収容定員) 第3条 特別専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 <u>特別支援教育専攻</u> 入学定員 30名 収容定員 30名 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年4月1日から施行する。</u>	<u>東京学芸大学特殊教育特別専攻科規程</u> (目的) 第1条 本学<u>特殊教育特別専攻科</u>（以下「特別専攻科」という。）は、主として現職教員等を対象として、精深な程度において<u>特殊教育</u>に関する専門の事項を教授し、<u>特殊教育</u>の分野における資質の優れた教育者を養成することを目的とする。 (専攻) 第2条 特別専攻科に、次の専攻課程を置く。 <u>知的障害教育専攻</u> (収容定員) 第3条 特別専攻科の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。 <u>知的障害教育専攻</u> 入学定員 30名 収容定員 30名 〔省略〕